

東京大学理学部放射線障害予防規程

令和元年5月22日 制定

令和元年7月19日 改正

令和3年5月19日 改正

令和5年9月20日 改正

令和7年2月19日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（以下「R I 規制法」という）及び関連法令（以下「R I 規制法等」という）に基づき、東京大学大学院理学系研究科・理学部（以下「本学部」という）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(事業所の責務)

第2条 この規程は、本学部の、R I 規制法等に係る事業所としての責務を全うするため、東京大学大学院理学系研究科長・理学部長（以下「理学部長」という）及び副研究科長の責任を明確にし、放射線管理及び関連する業務に携わる者や組織の果たすべき義務について規定するとともに、放射線業務に従事する者及び施設に適用する規則を定めるものである。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる者に対して適用する。

- (1) 本学部において放射線業務に従事する者
- (2) 本学部の管理区域に立ち入る者
- (3) 本学部に所属する者で本学部以外の事業所において放射線業務に従事する者
- (4) 本学部に所属する者で本学部以外の事業所の管理区域に一時立入以外の目的で立ち入る者
- (5) 本学部において放射線に係る安全管理等に携わる者

2 この規程は、本学部の放射線施設に対して適用する。

(用語の定義)

第4条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務」とは、放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬、廃棄）及び放射線発生装置の使用、並びに管理又はこれに付随する業務をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」（以下「業務従事者」という）とは、放射線業務又はこれに付随する業務に従事するため、本学部及び本学部以外の管理区域に立ち入る者で、理学部長が放射線業務従事者として認可した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、R I 規制法に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (4) 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者で、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

(他の規則等との関連)

第5条 放射性同位元素等の取扱いに係る事項については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程（東京大学規則）

- (2) 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（東京大学規則）
- (3) 東京大学環境理念・東京大学環境基本方針（総長裁定）
- (4) 東京大学の環境安全衛生管理組織の責任及び権限（総長裁定）
- (5) 東京大学環境安全本部内規（総長裁定）
- (6) 全学の放射線教育に関する方針（放射線管理部裁定）
- (7) 全学の放射線健康診断に関する方針（放射線管理部裁定）
- (8) 東京大学大学院理学系研究科・理学部環境安全管理室規程（理学部内規）
（細則等）

第6条 理学部長は、R I 規制法等及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる運用基準を定めるものとする。

- (1) 放射線施設定期点検要領
- (2) 放射線取扱主任者の職務分担に関する規定
- (3) 放射線緊急時対応措置要領
- (4) 放射線測定に関する維持管理要領
（遵守等の義務）

第7条 業務従事者及び本学部管理区域に一時的に立ち入る者は、理学部長及び放射線取扱主任者等、安全管理に従事する者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

第2章 理学部長及び副研究科長の責務

（理学部長及び副研究科長の責務）

第8条 理学部長及び副研究科長（以下「理学部長等」という）は、本学部がR I 規制法等の定める放射線の安全管理を組織として確実に遂行できる体制を構築し維持する責務を有し、安全管理の履行に関して理学部長が最終的な責任を負う。

- 2 理学部長等は、安全が確保され、また放射線管理業務が円滑に行われるために必要な人員及び予算確保の措置を講じなければならない。

（意見の尊重と勧告の遵行）

第9条 理学部長等は、放射線管理委員会委員長が行う答申又は意見の具申を尊重しなければならない。

- 2 理学部長等は、放射線取扱主任者が行う意見の具申を尊重しなければならない。
- 3 理学部長等は、放射線管理委員会委員長又は放射線取扱主任者による勧告が出された場合、正当な理由が認められる場合を除き、これに従わなければならない。

第3章 組織及び職務

（組織）

第10条 本学部における放射線業務に従事する者及び放射線安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（環境安全管理室）

第11条 本学部及び本学部に属する者の安全衛生管理の業務を行う組織として環境安全管理室を置く。

- 2 環境安全管理室の業務及び構成等については、別に定める「東京大学大学院理学系研究科・理学部環境安全管理室規程」によるものとする。
- 3 放射線管理部門の室員（以下「放射線担当」という）は、放射線管理室の長をもってあてる。（放射線管理委員会）

第12条 理学部長は、本学部の放射線施設の管理及び障害防止計画等に関する重要事項を審議するとともに、本学部内の連絡調整を図るため、放射線管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は、放射線管理室長、主任者、関係の専攻・学科及び附属施設の教員若干名並びに理学部長が必要と認める職員をもって組織するものとする。
- 3 放射線管理委員会委員長（以下「委員長」という）は、委員のうちから、理学部長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、委員会の審議の結果に基づき、理学部長に答申又は意見の具申を行う。必要な場合には勧告を出すこともできる。

（放射線取扱主任者の選任）

第13条 本学部における放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものによる放射線障害の防止に関する業務の監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という）を選任する。

- 2 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中、その職務の全てを代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という）を選任する。
- 3 主任者及び代理者の選任は、委員長がこれを推薦し、理学部長がこれを任命する。これらの解任は、委員長が示す解任理由に基づき、理学部長がこれを解任する。
- 4 理学部長は、選任された主任者にR I 規制法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

（放射線取扱主任者の職務）

第14条 主任者及び代理者は、本学部における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号に定める業務を行うものとする。

- （1）予防規程の制定及び改廃に参画すること。
 - （2）放射線障害防止対策の企画、立案及び調査に関すること。
 - （3）放射性同位元素の使用状況等の調査を確認すること。ただし、必要に応じて現場に立ち入り関係者に説明を求め、又は施設及び書類等の点検・検査を行うこと。
 - （4）理学部長に意見を具申すること。また、法令の基準を満たすために必ず措置すべき事項については、理学部長又は委員長への勧告を行う。
 - （5）環境安全管理室長及び放射線担当に放射線安全管理業務の改善を要請すること。
 - （6）放射線管理委員会の開催を要請すること。
 - （7）緊急時、危険時及び事故の際の対策及び措置を講じること。
 - （8）立入検査等に立ち会うこと。
 - （9）その他関係法令等に基づく放射線障害予防の実施の確保のための指示を行うこと。
- 2 主任者及び代理者が複数選任されている場合、その職務の分担については「放射線取扱主任

者の職務分担に関する規定」に定める。

(放射線管理室)

第15条 理学部長は、本学部の放射線管理に関する業務を行わせるため、放射線管理室（以下「管理室」という）を設ける。

- 2 管理室の長（以下「室長」という）は、放射線安全管理について十分な知識及び経験を有する教員のうちから、主任者の推薦により、理学部長がこれを任命する。
- 3 室長は、放射線管理室の運営にあたっては主任者の意見を尊重しなければならない。
- 4 管理室は、室長の指導及び指示のもとに、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 業務従事者の登録に関する事務
- (2) 健康診断に関する通知
- (3) 放射性同位元素の受入れ、払出し、運搬及び廃棄の手続きに関する事務
- (4) 測定記録の検査及び測定結果に異常があった場合の措置
- (5) 帳簿及び個人被ばく線量測定記録の保存
- (6) 緊急時、危険時及び事故の場合の連絡調整
- (7) 放射線管理に関する技術的事項に関する指導及び助言
- (8) 原子力規制委員会等、関係機関に提出する書類の確認等
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 委員会に関する事務

(事務部の職務)

第16条 事務部は、放射線管理に関する次に掲げる事務を管理室と連携して処理する。

- (1) 個人被ばく線量計に関する事務
- (2) 教育訓練に関する通知
- (3) 関係機関等に係る書類の保管に関すること

(研究室等責任者、研究室等担当者)

第17条 理学部長は、放射線業務を行う研究室等ごとに研究室等責任者（以下「責任者」という）及びこれを補佐する研究室等担当者（以下「担当者」という）を置くものとする。

- 2 責任者及び担当者は、本学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。
- 3 責任者は原則として研究室等の主宰者とし、担当者は同室の教職員とする。

(研究室等責任者の職務)

第18条 責任者は、自己の研究室等に属する業務従事者の個人管理について責任を負うものとする。

- 2 責任者は、自己の研究室等において業務従事者となる予定の者について理学部長に登録を申請しなければならない。
- 3 責任者は、毎年度業務従事者の確認を行うとともに、その者について氏名、身分、取扱内容その他に変更がある場合は、その都度理学部長に変更の届出をしなければならない。
- 4 責任者は、前2項に定めるもののほか、業務従事者に関し次に掲げる業務を行う。
 - (1) 放射線の安全取扱いに関して適切な指導及び指示を与えること。
 - (2) 個人被ばく線量計を支給しその装着を指導すること。
 - (3) 個人被ばく線量測定結果を確認すること。

- (4) 健康診断受診について指導すること。
- (5) 教育及び訓練を受けるよう指導すること。
- (6) 記帳について指導し記録の提出を確認すること。
- (7) 放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合、応急的措置を実施し通報すること。
(業務従事者)

第19条 本学部において業務従事者となるためには、あらかじめ登録の申請を行い、所定の健康診断を受診し、教育訓練を終了し、業務従事者としての認可を受けなければならない。

- 2 理学部長は、業務従事者の認可を行う場合、健康診断及び教育訓練の結果を照査して放射線業務に支障がないと認めた上で認可する。

(管理区域責任者、管理区域担当者)

第20条 本学部の放射性同位元素等を取り扱う管理区域ごとに、管理区域責任者及びこれを補佐する管理区域担当者を置くものとする。

- 2 管理区域責任者及び管理区域担当者は、本学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。
- 3 管理区域責任者は、所管する管理区域について、放射線障害防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理区域責任者は、所管する管理区域の放射線障害防止に必要な事項を定め、主任者の承認を得て、これを当該管理区域の取扱者に周知、遵守させなければならない。

第4章 施設の維持及び管理

(放射線施設の新設及び変更)

第21条 本学部において、R I 規制法に係る放射線施設の新設及び変更を計画した場合は、事前に放射線管理室に届け出て、委員会の承認を得なければならない。

(巡視点検)

第22条 管理区域責任者は、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の巡視点検を行うものとする。

- 2 管理区域責任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(定期点検)

第23条 管理区域責任者は、別表に掲げる点検項目について、別に定める「放射線施設定期点検要領」に従い、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の点検を行わなければならない。

- 2 管理区域責任者は、定期点検の結果を、主任者及び管理室を経由して理学部長に報告しなければならない。
- 3 管理区域責任者は、定期点検の結果、異常を認めたときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(修理等に係る経費措置等)

第24条 管理区域責任者は、第22条及び第23条で行う修理及び清掃等で多額の費用を要する場合には、その経費措置等について委員会で審議することを要請することができる。

(修理、清掃等)

第25条 管理区域責任者は、所管する施設の修理、清掃等を行うときは、その実施計画を作成し、管理室に届出て主任者の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

2 管理区域責任者は、修理、改修及び清掃が終了したときは、管理室及び主任者に報告しなければならない。

第5章 管理区域

(管理区域)

第26条 理学部長は、放射線障害防止のため、放射性同位元素等による放射線障害のおそれのある場所を委員会の議を経て管理区域として指定する。

2 管理区域責任者は、次に定める者以外の者を所管する管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 業務従事者として認可された者

(2) 見学者等で一時立入者として主任者又は管理区域責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第27条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 主任者及び管理区域責任者及び管理室の指示に従うこと。

(2) 放射線測定器を着用すること。放射線測定器としては、特別の理由のない限り本学部が交付する個人被ばく線量計を使用すること。

(3) 管理区域内に立ち入るときは、所定の方法で必要事項を記録する等、立入りについて記録すること。

(4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

(5) 退出するときは、放射線測定に関する維持管理要領に従い、身体、衣服等の汚染を検査し、かつ、汚染を除去すること。

2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 専用の作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。

(2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに管理室、管理区域責任者又は主任者に連絡し、その指示に従うこと。

3 管理区域責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示しなければならない。

第6章 使用

(放射性同位元素の使用)

第28条 業務従事者は、主任者、管理区域責任者及び責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守して、人体に受ける放射線の量を少なくするよう努めなければならない。

(1) 放射性同位元素の使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれのない使用方法をとること。

(2) 経験の少ない業務従事者は、単独で作業しないこと。

(3) 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封R I」という）の使用については、第29

条に定める事項を厳守すること。

- (4) 密封された放射性同位元素（以下「密封線源」という）の使用については、第30条に定める事項を厳守すること。

（密封されていない放射性同位元素（非密封R I）の取扱い）

第29条 非密封R Iを使用する者は、管理区域責任者及び管理室の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封R Iの使用は、別に定める各取扱施設の管理要領に従い、許可数量を超えないこと。
- (2) 給排気設備が正常に作動していることを確認する。
- (3) 吸収材、受け皿の使用等、汚染防止に必要な対策を講じる。
- (4) 遮蔽材等により、適切な遮蔽を行う。
- (5) 作業室においては、作業衣、手袋、保護具等を着用して作業する。これらを着用してみだりに管理区域の外へ退出しない。
- (6) 作業台その他汚染のおそれのある場所には、ポリエチレンろ紙等のシートを張り、バット内に吸収紙を敷いた上で取扱う等、汚染の拡大防止に努める。
- (7) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えているものは、管理区域から持ち出さない。
- (8) 作業室から退室するときは、身体及び作業衣、保護具等の汚染を検査し、汚染がある場合には除染すること。
- (9) 作業の終了後、非密封R Iは貯蔵施設（保管庫）に戻す。

（密封された放射性同位元素（密封線源）の取扱い）

第30条 密封線源を使用する者は、管理区域責任者及び管理室の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器で線源の密封状態が正常であることを確認する。
- (2) 遮蔽材等により、適切な遮蔽を行う。
- (3) 線源の使用中は、使用機器等にその旨を表示し、必要に応じて人の立ち入りを制限する等の措置を講ずる。
- (4) 使用後は速やかに線源を貯蔵施設に戻す。

第7章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

（放射性同位元素の受入れ等に係る届出）

第31条 本学部において、放射性同位元素の受入れをするとき又は放射性同位元素等を廃棄業者に引き渡すことにより廃棄するときは、事前に管理室に届け出るものとする。

- 2 放射性同位元素を他の事業所に払い出すときは、事前に管理室に届け出るものとする。

（保管）

第32条 放射性同位元素は、容器に入れ、必ず所定の貯蔵室又は貯蔵箱に保管しなければならない。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
- 4 非密封R Iを保管するときは、容器の転倒、破損等を考慮し、汚染が生じないような措置を

講じなければならない。

5 機器に装備されている密封線源は、装備した状態で保管しなければならない。

6 管理区域責任者は、放射線障害の防止に必要な注意事項を、貯蔵施設の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(管理区域における運搬)

第33条 管理区域内で放射性同位元素等を運搬するときは、危険物との混載を禁止するとともに、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第34条 事業所内（管理区域を除く）において放射性同位元素等を運搬するときは、事前に管理室に届け出て主任者の承認を得るとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には適用しない。

(事業所外における運搬)

第35条 事業所外で放射性同位元素等を運搬する場合には、事前に管理室に届け出て主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準（L型輸送、A型輸送等）に適合するよう措置を講じなければならない。

(廃棄)

第36条 放射性同位元素等の廃棄は、次の各号の定めるところに従い行わなければならない。

(1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、難燃物、可燃物及び動物等に区分し、廃棄物容器に封入した後、保管廃棄設備に保管廃棄し、又は廃棄業者に引き渡すこと。

(2) 液体状の放射性廃棄物は、無機液体及び有機液体に分類し、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 保管廃棄設備に保管廃棄すること。

ロ 無機放射性廃液については、排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。

ハ 廃棄業者に引き渡すこと。

(3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

2 密封線源は廃棄をせず、管理室が線源を確認の上、許可届出使用者又は販売業者に引き渡し、引き渡しの記録を保管する。

第8章 測定

(場所の測定)

第37条 管理区域責任者は、放射線測定に関する維持管理要領に従い、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を、取扱いを開始する前及び開始後は1月を超えない期間ごとに実施し、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が困難な場合は、計算によってその値を評価するものとする。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率について、放射線測定器を使

用して行わなければならない。

- 3 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について行う。
- 4 放射性同位元素による汚染状況の測定は、作業室、汚染検査室、管理区域境界について行い、排気設備の排気口及び排水設備の排水口については、排気及び排水のつど行う。
- 5 管理区域責任者は、測定結果を記録し管理室に報告するとともに、5年間保存しなければならない。
- 6 前項の結果により異常が認められた場合、室長は、速やかに該当する管理区域責任者及び主任者等の関係者に連絡するとともに、関係者らの協力を仰ぎ、放射線の遮蔽、放射性同位元素の移動、汚染の除去等の適切な措置を取らなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第38条 室長は、放射線測定に関する維持管理要領に従い、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行う。放射線測定器としては、特別の理由がない限り本学部が交付する個人被ばく線量計を用いる。
- (2) 本学部が交付する個人被ばく線量計の発行及びその測定は、公益財団法人日本適合性認定協会による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けている機関に委託して行うものとする。
- (3) 外部被ばくによる線量の測定は、胸部（女子にあっては腹部）について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行う。
- (4) 測定は、次に掲げる者について管理区域に立ち入っている間継続して行う。
 - イ 管理区域に立ち入る業務従事者
 - ロ 外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある本学部の管理区域の一時立入者
- (5) 責任者は、室長に個人被ばく線量計の必要な者を届け出る。
- (6) 放射性同位元素を誤って体内摂取した場合、又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても放射線測定に関する維持管理要領に従い測定を行うものとする。
- (7) 3年間及び1年間並びに女子にあっては1月間について、次に掲げる記録、集計及び算定を行う。
 - イ 測定結果の記録
 - ロ 測定結果の集計及び記録
 - ハ 実効線量及び等価線量の算定及び記録
- (8) 4月1日を始期とする1年間において実効線量又は眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積線量を毎年度集計し、次の項目について記録する。
 - イ 集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量又は眼の水晶体の累積等価線量

(9) 第6号及び第7号の記録を永久に保存するとともに、記録の都度対象者にその写しを交付する。

(測定の信頼性確保に関する維持管理)

第38条の2 室長は、放射線測定に関する維持管理要領に従い、前2条で使用する放射線測定器について、測定の信頼性を確保し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(作業環境の改善等)

第39条 室長は、第37条及び第38条の規定による測定の結果、必要と認めた場合には、管理区域責任者又は責任者に対して、作業環境の改善及び作業方法の変更等、必要な事項を勧告するものとする。

2 管理区域責任者及び責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第9章 教育及び訓練

(教育訓練)

第40条 理学部長は、業務従事者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育訓練を受けさせなければならない。

2 前項の規定による教育訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

イ 業務従事者として認可される前

ロ 業務従事者として認可された後であっては、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 委員長及び室長は、前号イ及びロについて、「全学の放射線教育に関する方針」に従い、次に掲げる項目に対して時間数を定め、実施すること。

イ 放射線の人体に与える影響

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱

ハ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程

ニ その他、放射線障害防止に関する必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる項目に関して十分な知識と経験及び技能を有すると認められる者について、理学部長は、主任者と「全学の放射線教育に関する方針」に基づき協議の上、教育訓練の一部を省略することができる。その場合、教育訓練受講記録に省略理由を記載する。

4 一時立入者に対しては、管理区域責任者又は主任者の承認のもとに責任者が、放射線障害防止に必要な事項について、管理区域に立ち入る前に実施する。

第10章 健康管理

(健康管理)

第41条 理学部長は、業務従事者に対し、「全学の放射線健康診断の方針」に従い、所定の時期

に所定の項目について健康診断を実施しなければならない。

2 理学部長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に健康診断を受診させることができる。

- (1) 医師が健康診断を必要と認めたとき。
- (2) 主任者等放射線の管理に携わる者が必要と認めたとき。
- (3) 本人が健康診断の受診を希望するとき。

3 理学部長は、業務従事者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を受診させなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量で年間5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。

4 室長は、健康診断の結果について、次の各号に従い結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 健康診断を受けた者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 室長は、健康診断の結果について、管理室の所定の場所に保管するとともに、実施の都度、記録の写しを対象者に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第42条 室長は、医師及び主任者の意見に基づき、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等、健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

2 室長は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第11章 記録及び保存

(記帳)

第43条 室長は、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄、教育、訓練、放射線施設等の定期点検及び放射線測定器の点検又は校正に係る帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受入れ及び払出し
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日
 - ハ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの相手方の氏名又は名称
- (2) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
- イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
 - ロ 本学部の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
 - ハ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称
 - ニ 運搬に従事する者の氏名又は運搬を委託された者の氏名若しくは名称
- (5) 廃棄
- イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 教育及び訓練
- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間数
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (7) 放射線施設等の定期点検
- イ 定期点検の実施年月日
 - ロ 定期点検の結果及びこれに伴う措置の結果
 - ハ 定期点検を行った者の氏名
- (8) 放射線測定器の点検又は校正
- イ 点検又は校正の年月日
 - ロ 放射線測定器の種類及び型式
 - ハ 方法、結果及びこれに伴う措置の内容
 - ニ 点検又は校正を行った者の氏名又は名称
 - ホ 公益財団法人日本適合性認定協会による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けていることについて確認した内容
- 3 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。
- 4 帳簿は、年度ごとにまとめて管理室が保管する。
- 5 帳簿の保管期間は、帳簿の閉鎖後5年間とする。

第12章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第44条 次の各号に掲げる事態が発生したとき、発見者は、別に定める「放射線緊急時対応措置要領」に従い、適切な応急の措置を講じるとともに、直ちに主任者等、放射線の管理に携わる者に通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が発生した場合。

- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
 - (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
 - (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
 - (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気設備の機能が適切に維持されているとき。
 - ハ 漏洩した放射性同位元素等の数量が微量のとき、その他漏洩の程度が軽微なとき。
 - (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設内の、人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
 - (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。
 - イ 業務従事者 5ミリシーベルト
 - ロ 業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト
 - (8) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合。
 - (9) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合。
- 2 前項の連絡を受けた主任者等は、「放射線緊急時対応措置要領」に従い、その状況に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に連絡しなければならない。
- 3 理学部長及び主任者は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により、施設、設備の使用を中止することができる。
- 4 理学部長は、第1項各号に掲げる事態が発生した場合には、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、環境安全本部長を経由して、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

- 第45条** 東京都文京区内で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊）が発生、又は理学部の放射線施設で火災等の災害が発生した場合は、「放射線緊急時対応措置要領」に定めた緊急時の連絡通報体制に従い、関係者に連絡するとともに、同要領に定められた点検担当者が所定の項目について点検を実施しなければならない。点検の結果は、室長及び主任者を経て、理学部長に報告する。
- 2 理学部長は、室長及び主任者と協議の上、必要に応じて応急措置を講じなければならない。
 - 3 理学部長は、第1項の点検結果及び前項の講じた応急措置について、環境安全本部長に報告

しなければならない。

(危険時の措置)

第46条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生し、又はそのおそれがある場合、その発見者は、「放射線緊急時対応措置要領」に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者及び関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた主任者は、直ちに理学部長、関係者及び関係機関に連絡するとともに、「放射線緊急時対応措置要領」に従い、必要な応急措置を講じなければならない。

3 理学部長は、点検結果及び講じた応急措置について、環境安全本部長に報告しなければならない。

4 応急措置等の緊急作業に従事する者は、「放射線緊急時対応措置要領」に定められた教職員とする。従事する教職員は、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備し、避難警告、放射性同位元素等の隔離、汚染の拡大防止、汚染の除去及び所定の表示等の措置を講じなければならない。

5 理学部長は、緊急作業に従事した者に対して、第42条に定められた健康診断（放射線障害を受けた者等に対する措置）と同様の措置を受けさせなければならない。

第13章 情報提供

(情報提供)

第47条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合、理学部長は、環境安全本部長と連携してホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載して公衆及び報道機関へ情報提供する。又、外部からの問合せに対応するため、本学部内に問合せ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染状況等、事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

(4) 応急処置の内容

(5) 放射線測定器による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

3 理学部長は、情報提供内容について、委員会又は主任者、及び環境安全本部との協議を経て決定する。

第14章 一般報告

(定期報告)

第48条 室長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間の放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して理学部長に報告しなければならない。

2 理学部長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に、環境安全本部長を經由して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

附 則

第1条 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

2 東京大学理学部放射線障害予防規程（平成16年4月1日制定、平成18年5月1日改正、平成22年9月1日改正）は、廃止する。

附 則

この規程（令和元年7月19日改正）は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

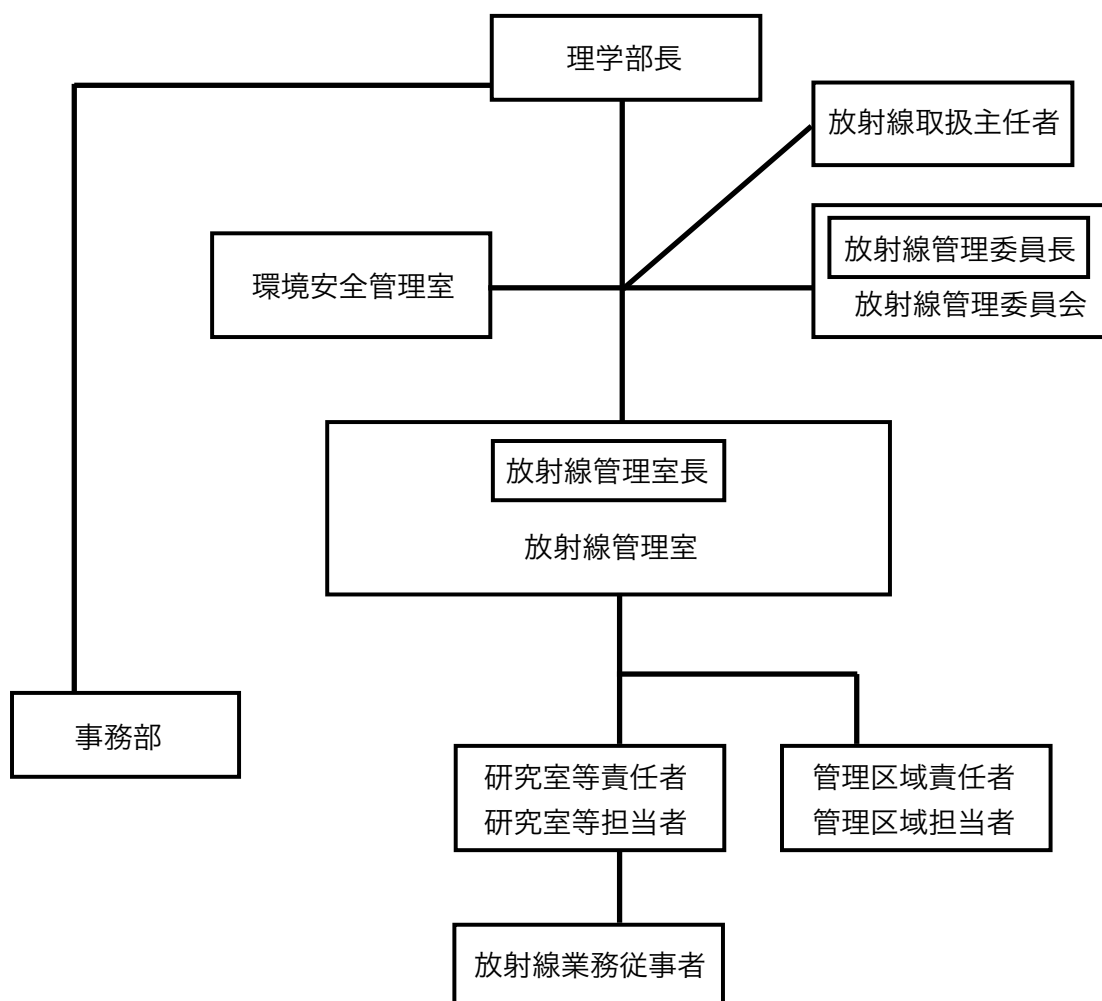
この規程（令和5年9月20日改正）は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程（令和7年2月19日改正）は、令和7年3月1日から施行する。

別図（第10条関係）

放射線安全管理組織図



別表 点検項目及び実施時期

点 検 項 目	実 施 時 期
① 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項	年1回以上又は 変更の生じたとき
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項	年1回以上又は 変更の生じたとき
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき
④ 排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき
⑤ 排水設備の構造、能力等及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器、b. 除染用具等	年2回以上又は 変更の生じたとき
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上又は 変更の生じたとき